

自由勝手

官業

後日豊

農民以迄

3. 標記

一、全日本農民協会の協会の時間化也。

〇二、土地を農民に与ふ。

〇三、失業者の保護を国家が保証せよ。

〇四、八時労働制を即時実施せよ。

〇五、健康保険制度を全国普及せよ。

〇六、労務法を徹底的に実施せよ。

〇七、ストライキを禁止せよ。

〇八、労働者に対する協会の組織せよ。

九、労働者の権利を新法に即時制定せよ。

一〇、海外労働者保護法を制定せよ。

一一、五禁、五支給制度を徹底的に実施せよ。

一二、自給農業の奨励を徹底せよ。

一三、労働者農民に言論集會出版の自由。

一四、労働者農民の意見の交換の場を設けよ。

一五、女子労働者の夜業禁止を徹底せよ。

一六、選挙権の行使の自由。

一七、十八歳以上の男子に選挙権を認めよ。

一八、対支干渉の自由。

一九、海外労働者の自由。

二〇、メーデーを全日本無産階級の協会の日とする。